

大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成25年3月29日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第5号

大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する規程の一部
を改正する規程

大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「<u>育児休業法</u>」という。）、大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第18号。以下「<u>条例</u>」という。）及び大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する規則（平成23年大阪広域水道企業団規則第18号）に定めるもののほか、大阪広域水道企業団の職員（以下「<u>職員</u>」という。）の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(育児休業をしている職員の期末手当及び勤勉手当の支給)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>ア <u>育児休業法第2条の規定により育児休業をしていた期間</u></p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(<u>育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱い</u>)</p> <p>第7条 <u>退職手当規程第15条第1項及び第17条第4項の規定の適用については、育児短時間勤務（育児休業法第17条の規定による短時間勤務を含む。以下この条において同じ。）をした期間は、同規程第15条第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとみなす。</u></p> <p>2 <u>育児短時間勤務をした期間についての</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）、大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第18号。以下「<u>条例</u>」という。）及び大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する規則（平成23年大阪広域水道企業団規則第18号）に定めるもののほか、大阪広域水道企業団の職員（以下「<u>職員</u>」という。）の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(育児休業をしている職員の期末手当及び勤勉手当の支給)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>ア <u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定により育児休業をしていた期間</u></p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第6条 (略)</p>

<p>退職手当規程第17条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。</p> <p>3 育児短時間勤務の期間中の退職手当規程の規定による退職手当の計算の基礎となる給料月額は、育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料月額とする。</p>	
--	--

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。